

ドイツの廃炉積立金問題 (1) エネルギー転換政策

German Fund for Dismantling and Final Waste Disposal

(1) Energiewende

* 楠野 貞夫¹

¹ (一財) エネルギー総合工学研究所

抄録 ドイツが進めているエネルギー転換政策(Energiewende)は、2022年までに脱原子力の達成を目指している。これに伴う廃炉積立金(廃止措置及び廃棄物処分)の経緯と今後の問題を中心に分析した。

キーワード: ドイツ 1, エネルギー転換 2, 脱原子力 3, 廃炉積立金 4, 原子炉廃止措置 5, 廃棄物処分 6,

1. 緒言

メルケル政権は、SPDと緑の党が進めた脱原子力政策を緩和したが、福島第一原子力発電所事故(2011.3)を契機に、取り消した。しかし、緩和と引換に導入した核燃料税はそのまま残した。8基のプラントは閉鎖し、残り9基は、遅くとも2022年末までには全て閉鎖することにした。しかし、原子力は止めても、廃炉や使用済燃料の最終処分のための積立金問題を解決する必要に迫られている。

2. 廃炉積立金の現状と見通し

2-1. 原子力発電の現状

原子力発電の所有者は、主として4大電力会社(E.ON, RWE, EnBW, Vattenfall)である。2014年グロス全発電量614TWhのうち、15.8%の97TWh(9基12.7GWe設備容量)は、原子力発電による。ベースロード電源に限定すれば、原子力はグロス発電量の35.6%を占める。その平均設備利用率は89%と高い。2015年6月末、核燃料税と残余発電期間とのバランスから判断したものと推定されるが、E.ONはGrafenrheinfeld(1,345MWe)を予定より早めに自主閉鎖した。2015年の原子力グロス発電量は92TWhに減ったが、平均設備利用率は91%に上がった。

2-2. グリーン・政府・電力

汚染者負担の原則に従い、電力会社は、廃止措置活動の全てに対して責任がある。原子力廃止措置のための引当は、名目割引率5.5%で割り引かねばならない。しかし、割引期間は引当が蓄えられている期間に制限されている。国際会計基準等と対比すると、責任を生じるkWhの生産とそれぞれの廃止措置活動の開始との間の全期間を、割引期間はカバーしていない。この積立金(Atomrückstellungen)は、廃止措置(Stilllegung/Rückbau)と処分(Entsorgung)とからなるが、後者は処分場の選定を含めて長期を要する。

グリーン系は非常に高いリスク余裕を加算して、電力会社が積立金を十分に用意していないこと、会社組織改編により責任逃れの可能性があることを追求した[1]。ドイツ政府はストレステストにより積立金が十分であることを示した。連邦経済エネルギー省が設置した脱原発資金調達検証委員会(KFK)は、2016年1月末までに勧告を出すことになっている。電力4社の対応はそれぞれ異なるが、組織を改編している。

3. 結論

KFKの報告は2月に入ってもまだ出ていない。サイト選定法(Stand-AG)に基づく高レベル放射性廃棄物処分委員会の活動も設立から2年になろうとするが、順調とは言えず、積立金算定に影響を与えよう。

謝意: 電力中央研究所からの2014年度委託事業の成果の一部に新たにその後の展開を追加した。

参考文献

[1] Forum Ökologisch-Soziale Marktwirtschaft, 2014.9.19, Atomrückstellungen für Stilllegung/Rückbau und Entsorgung

*Sadao Kusuno¹

¹The Institute of Applied Energy